

○清水町開発行為等手数料

種類	金額	備考
主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可申請	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき 8,600円	
	同0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき 22,200円	
	同0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき 43,300円	
	同0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき 86,100円	
	同1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 130,100円	
	同3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき 169,900円	
	同6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき 220,000円	
	同10ヘクタール以上のとき 1件につき 300,500円	
主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき 13,000円	

供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可申請	同0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき 30,400円	
	同0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき 64,600円	
	同0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき 119,600円	
	同1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 200,000円	
	同3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき 270,100円	
	同6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき 339,700円	
	同10ヘクタール以上のとき 1件につき 480,300円	
その他の開発行為の許可申請	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1件につき 86,100円	
	同0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 1件につき 130,300円	
	同0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 1件につき 190,300円	

	同0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 1件につき 260,400円	
	同1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 1件につき 390,400円	
	同3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 1件につき 510,000円	
	同6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 1件につき 660,100円	
	同10ヘクタール以上のとき 1件につき 869,800円	
開発行為の変更許可申請	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が869,800円を超えるときは、その手数料の額は869,800円とする。</p> <p>(1) 開発行為に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)にあつては、開発行為の種類及び開発区域の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じた開発行為の許</p>	

	<p>可申請にかかる手数料の額 に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の開発区域 への編入に係る都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第 30条第1項第1号から第4 号までに掲げる事項の変更 にあつては、新たに編入され る開発区域に係る開発行為 の種類及び開発区域の面積 に応じた開発行為の許可申 請にかかる手数料の額</p> <p>(3) その他の変更にあつて は、10,300円</p>	
市街化調整区域内等における 建築物の特例許可申請	1件につき 46,100円	
予定建築物等以外の建築等の 許可申請	1件につき 25,800円	
開発許可を受けない市街化調 整区域内の土地における建築 等の許可申請	敷地の面積が0.1ヘクタール未 満のとき 1件につき 6,900円	
	同0.1ヘクタール以上0.3ヘク タール未満のとき 1件につき 17,900円	
	同0.3ヘクタール以上0.6ヘク タール未満のとき 1件につき 38,900円	
	同0.6ヘクタール以上1ヘクタ ール未満のとき	

	1 件につき	69,300円
	同 1 ヘクタール以上のとき	
	1 件につき	96,800円
開発許可を受けた地位の承継 の承認申請	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール未満のものであるとき	
	1 件につき	1,600円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が 1 ヘクタール以上のものであるとき	
	1 件につき	2,700円
	承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものであるとき	

	1 件につき	17,000円	
開発登録簿の写しの交付	1 枚につき	470円	